

知識等習得コースのうち介護分野及び障害福祉分野の訓練に係る特記事項

1 訓練コースの目的

介護未経験者等に対して、介護分野及び障害福祉分野（以下「介護分野等」という。）の事業所における職場見学、職場体験、職場実習を訓練カリキュラムに盛りこんだ職業訓練コースを実施することにより、離職者の再就職及び人材不足が顕著な介護分野等における人材確保を促進することを目的とする。

2 訓練コースの設定

(1) 訓練内容について

委託訓練実施要領（以下「実施要領」という。）第1章第7（1）に定める知識等習得コースとして実施することとするが、その訓練期間は2か月以上1年以下とし、以下のいずれかに該当する研修が含まれる職業訓練を実施するものであること。また、1月当たりの訓練設定時間は、100時間を標準（ただし、50時間以上）とする。

ア 介護職員初任者研修

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修

イ 生活援助従事者研修

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の研修

ウ 居宅介護職員初任者研修

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条第1項第3号に規定する居宅介護職員初任者研修

エ 介護福祉士実務者研修

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する介護福祉士の資格取得を目指し介護等の業務に従事している者（実務者）のために行われる研修

(2) 職場見学等の実施

ア 職場見学等の設定

訓練カリキュラムに職場見学、職場体験、職場実習（以下「職場見学等」という。）のいずれかを組み込むこと。

職場見学等の受入先は、特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービス、ショートステイ、訪問介護、障害福祉施設などの中から受講生の就業ニーズを踏まえて選定し、受講生それぞれについて、複数（2か所以上）の施設における職場見学等を実施すること。

なお、同一敷地内で同一法人が運営する複数の施設で職場見学等を行った場合や、

同一施設内で複数の介護サービスや障害福祉サービスについて職場見学等を行った場合は、それぞれを1か所としてカウントするが、複数のサービスを一体的に提供する施設（小規模多機能型居宅介護事業所等）については、原則として1か所とカウントする。

イ 職場見学等の実施時間

総訓練設定時間のうち、職場見学等の実施時間（合計）は、6時間以上とすること。

ウ 職場見学等の実施方法

職場体験及び職場実習は、介護分野等の事業所の現場で実施するものであるが、職場見学のみはオンラインで行うことが可能である。

3 委託費等に係る留意事項

(1) 職場見学等推進費

2で定める訓練コースの委託費は、実施要領第1章第12(4)で定める訓練実施経費及び同章第12(5)で定める就職支援経費に、職場見学等推進費を加えて算出する。

ア 職場見学等推進費の単価

職場見学等推進費は、以下の算定方法で算出する「職場見学等実施率」が80%以上である場合に支払うこととし、単価は受講生1人当たり10,000円（外税）とする。ただし、職場見学等推進費については、実施要領第1章第11（ただし、(1)、(5)、(7)及び(8)を除く）を適用しない。

<職場見学等実施率>

$$\text{職場見学等実施率} = (b + c) \div (a + c - d) \times 100$$

a：修了者

b：修了者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者

c：中途退校者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者

d：修了者のうちやむを得ない理由（実施要領第1章第11(6)に定めるものに

限る。）により2か所以上又は6時間以上職場見学等に出席できなかった

イ 職場見学等推進費の支払額

職場見学等推進費は、以下によって計算される額を支給する。

<職場見学等推進費の支払額>

受講者数×職場見学等推進費

(2) 職場見学等の確認方法

ア 「職場見学等実施計画書」の提出

委託先機関は、「職場見学等実施計画書」(別紙1)を提出すること。

イ 訓練終了後の確認

委託先機関は、職場見学等を実施した場合は、「職場見学等実施報告書 受入先事業所確認票」(実施要領別紙2-2又は準じた任意様式)を作成し、受入先事業所の確認を受けること。また、訓練終了後、「職場見学等実施報告書」(実施要領別紙2-1又は準じた任意様式)を高等技術校に提出すること。提出に当たっては、内容について受講生の確認を受けたことがわかる書類(実施要領別紙2-3「職場見学等実施報告書 受講者確認票」又は準じた様式)及び「職場見学等実施報告書 受入先事業所確認票」を添付すること。

なお、訓練期間が3か月を超える場合、実施要領第1章第11(3)により3か月毎に訓練実施経費を支払うことは可能であるが、職場見学等推進費は訓練終了後に支払うこととする。

(3) その他

委託先機関は、都道府県社会福祉協議会(福祉人材センター)等が実施する介護分野就職支援金及び障害福祉分野就職支援金の貸付制度について周知等の依頼があった場合には、適切に対応すること。

4 職場見学等受講中の事故発生に備えた取扱い

職場見学等を実施中の受講生による受入先事業所の設備や他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入を義務付けるものとする。ただし、オンラインで行う職場見学のみを実施する場合はこの限りではない。